箱根町をきれいする条例施行規則

(趣旨)

(定義)

第1条 この規則は、箱根町をきれいにする条例(平成13年箱根町条例第号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定める。

第2条 この規則における用語の意義は、条例の例による。

(届出を要しない自動販売機)

- 第3条 条例第10条の規則で定める自動販売機は、次の各号のいずれかに該 当するものとする。
 - (1) 建物(降雨を防ぐため等の簡易なものを除く。)の内部に設置される自動販売機で、当該建物に立ち入らなければ利用することが不可能なもの
 - (2) 工場、事務所等の敷地に設置され、当該工場、事務所等の関係者以外の者が利用することができないもの
 - (3) 前号に掲げるもののほか、町長が特に認めるもの (自動販売機の届出)
- 第4条 次の各号に掲げる届出は、それぞれ当該各号に定める届出書により行 わなければならない
 - (1) 条例第10条の規定による届出 自動販売機設置届出書(第1号様 式)
 - (2) 条例第11条1項及び第2項の規定による届出 自動販売機変更届出 書・廃止届出書(第2号様式)
 - (3) 条例第12条第3項の規定による届出書 自動販売機承継届出書(第3号様式)
- 2 条例第10条第4号の規則で定める届出事項は、次のとおりとする。
 - (1) 自動販売機を設置し、又は設置しようとする年月日
 - (2) 自動販売機の所有者の氏名、及び住所(法人にあっては、その名称及び 代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地)

- (3) 回収容器の管理者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地)
- (4) 回収容器の材質及び容積

(軽微な変更)

- 第5条 条例第11条第1項ただし書の規則で定める軽微な変更は、次のとおりとする。
 - (1) 自動販売機の設置場所の変更で、届出に係る場所と同一敷地内のもの
 - (2) 回収容器の設置場所の変更

(届出済証)

- 第6条 条例第13条第1項の届出済証は、第4号様式とする。
- 2 条例第13条第3項の規定による届出は、届出済証亡失・汚損・き損届出 書(第5号様式)によるものとする。

(回収容器の設置)

- 第7条 条例第14条の規定による回収容器は、次の各号掲げる要件を備える ものを自動販売機の設置場所から5メ・トル以内で、かつ、空き缶等を回収 するために適当な場所に設置しなければならない。
 - (1) 材質は、プラスチック、金属その他容易に破損しないものであること。
 - (2) 容積は、自動販売機1台について30リットル以上であること。
 - (3) 安全性があり、かつ、空き缶等の投入が容易で美観を損なわないものであること。
 - (4) 缶、瓶、燃えるごみ等分別識別の表示があること。

(勧告等)

第8条 条例第16条の規定による勧告は、勧告書(第6号様式)によるものとする。

(命令)

第9条 条例第17条の規定による命令は、命令書(第7号様式)によるものとする。

(身分証明書)

第10条 条例18条第2項の身分を示す証明書は、立入調査員証(第8号様

式)によるものとする。

(公表の方法)

第11条 条例第19条の規定による公表は、条例第17項の規定による命令に従わない者の住所、氏名(法人にあっては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地)その他町長が必要と認める事項を記載した書面を掲示することにより行うとともに、必要に応じ、その他町民に周知する方法により行うものとする。

附 則

この規則は、平成13年10月1日から施行する。

様式省略

なお、自動販売機設置届出書(第1号様式)、自動販売機変更・廃止届出 へ書(第2号様式)、自動販売機継承届出書(第3号様式)、届出済証忘失・ 汚損・き損届出書(第5号様式)は、当ホームページの「電子サービス」内 「申請用紙提供」のサイトから、ダウンロードできます。